

## 船舶事故調査報告書

平成24年9月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年10月9日（日） 05時15分ごろ
発生場所	石川県七尾市石崎漁港北東方の石崎屏風 <sup>びょうぶ</sup> 東方沖（屏風瀬戸東口付近） 七尾市所在の能登島大橋橋梁灯（C3灯）から真方位147°700m付近 （概位 北緯37°05.0′ 東経136°56.8′）
事故調査の経過	平成23年12月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート 第二さる島丸、1.9トン IK3-19182（漁船登録番号）、個人所有 6.32m（Lr）×2.34m×1.20m、FRP ディーゼル機関、53kW、平成9年9月5日 B 漁船 <sup>おおとり</sup> 鳳丸、1.26トン IK3-15810（漁船登録番号）、個人所有 5.07m（Lr）×1.64m×0.69m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数18、昭和56年2月7日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年10月15日 免許証交付日 平成23年7月11日 （平成28年10月14日まで有効） B 船長B 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月21日 免許証交付日 平成21年10月5日 （平成27年4月20日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷 1人（乗組員）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船首部の外板上縁部に亀裂及びたつが破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、石崎屏風南方のいいだこ釣りの漁場に向かい、白色全周灯及び両舷灯を表示し、約139°（真方位）の針路及び約15～16ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で能登島大橋橋梁灯（C4灯）に向けて航行した。 船長Aは、能登島大橋付近で少し減速したが、同橋下を通過後に反航船

	<p>がいたので、更に減速して約10knの速力とし、反航船が通過したのち、石崎屏風の北東方沖220m付近において、‘石崎屏風の南方150m付近で操業中の約20～30隻の漁船等’（以下「漁船群」という。）の東方に向けるために右転を始めたところ、間もなく正船首至近にB船の白灯1個を視認したので、右舵を取って機関を後進としたが、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突し、A船の船首部がB船の船首部に乗り上げた。</p> <p>B船は、船長Aほか2人が乗り組み、白色全周灯及び両色灯を表示させ、約6～7knの速力で能登島大橋の能登島側橋脚付近のいいだこ釣りの漁場に向けて航行中、船長Bが、石崎港第2防波堤北灯台の北方沖を通過したとき、左舷船首方に漁船群の灯火を視認したので、漁船群の東方に向けて北東進した。</p> <p>船長Bは、漁船群を左舷に見て通過したのち、ふだんから能登島大橋の方から南に向かって来る船を見掛けたことがなかったので、南進して来る船はいないと思い、石崎屏風の南東方沖250m付近において能登島側橋脚付近の漁場に向けるために左転を始め、平成23年10月9日05時15分ごろ、石崎屏風の東方沖200m付近において、船首が同漁場に向いた際、船体中央部左舷側に座っていた乗組員の「危ない」という声を聞いて右舷船首方至近に接近したA船に気付いたが、直後にA船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突し、A船の船首部がB船の船首部に乗り上げた。</p> <p>B船は、船首部右舷側に座っていた乗組員が衝突の衝撃で腰部などを負傷した。</p> <p>A船及びB船は、それぞれ自力航行して石崎漁港に入港し、船長Aが、05時20分ごろ119番通報して救急車を手配するとともに、118番通報した。</p> <p>負傷したB船の乗組員は、救急車で病院に搬送され、腰椎骨折（多発）等と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好  海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期  日出時刻：05時49分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、小型船舶操縦免許を取得後、小型船舶で釣りに出掛けるようになり、A船を新造して以来、夏季や天気の良い日など月に10回程度、釣りに出掛けており、本事故発生場所付近を何度も航行したことがあった。</p> <p>船長Aは、ふだん、石崎屏風南方のいいだこ釣りの漁場に向かう際は、石崎屏風の東方沖を通過後、漁船群の中に空いている場所を探し、南から進入していた。</p> <p>A船の同乗者は、操舵室の後部で後方を向いて座っていたので、B船には衝突するまで気付かなかった。</p> <p>A船の喫水は、船首約0.10m、船尾約0.60mであった。</p> <p>B船は、操舵室がなく、船内外機を搭載しており、船尾部にある船外機の舵棒と機関の操縦レバーを操作することにより操船することができ、また、船体中央部の少し後方には、甲板上の高さが約2mのマストがあり、同マストの頂部に白色全周灯が、その下方に両色灯が設置されていた。</p> <p>船長Bは、平成2年から本船に乗船しており、定係地と漁場との間の航行時には、本事故発生場所付近を航行していた。</p>

	<p>B船の喫水は、船首約0.1m、船尾約0.5mであった。 A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、石崎漁港北東方の石崎屏風沖を南東進中、船長Aが、反航船に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、漁船群の東方に向けて右転を開始したところ、正船首方至近にB船の灯火を認め、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、石崎漁港北東方の石崎屏風沖を北東進中、船長Bが、漁船群を左舷に見て通過したのち、南進して来る他船はいないと思い、適切な見張りを行っていなかったことから、漁場に向けて左転をしたところ、右舷船首方至近に接近したA船に気付き、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、石崎漁港北東方の石崎屏風沖において、A船が南東進中、B船が北東進中、船長A及び船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変針する場合には、変針する方向の見張りを行い、変針することによって他船に接近することのないようにすること。</li> </ul>	